病気やけがをして働けないとき

被保険者が業務外の病気やけがの治療のため、仕事につくことができず、給料等をもらえないときは「傷病手当金」が支給されます。

受けられる給付　傷病手当金

■支給の条件

下記の４つの条件すべてに該当しているときに支給されます。

①病気・けがのための療養中（自宅療養でもよい）

②病気やけがの療養のために今まで行っていた仕事につけない

③続けて３日以上休んでいる
※続けて休んだ場合の４日目から支給されます。
※初めの３日間は「待期期間」といい、支給されません。

④給料等をもらえない
※給料等をもらっても、その額が傷病手当金より少ないときは差額が支給されます。

■支給される額

休業１日について、支給開始日の属する月以前の［直近12カ月間の標準報酬月額平均額の30分の1］の３分の２相当額

■支給される期間

支給されることとなった日から通算して１年６カ月間

リリー健保の付加給付

リリー健保では法定給付に上乗せして、さらに付加給付を支給しています。

傷病手当金付加金

休業１日につき標準報酬日額の10%に相当する額が支給されます。

Q&A

Q けがは治ったものの障害が残り、労務不能となりました。傷病手当金は受けられますか？

A 労務不能であっても、療養のためでなければ、傷病手当金は支給されません。なお、症状が固定し、その障害の程度が国民年金法および厚生年金保険法に定められている障害等級表に該当する場合は、国民年金の障害基礎年金および厚生年金の障害厚生年金あるいは障害手当金（一時金）が支給されます。

業務上の事故が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で休業するときは、労災保険の扱いとなります。ただし、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

障害厚生年金が受けられるようになったとき

厚生年金保険の障害厚生年金が受けられるようになると、傷病手当金は打ち切られます。ただし、障害厚生年金の額が傷病手当金の額よりも低ければ、差額が支給されます。

詳しい手続きは73ページ参照